

## 不法船舶無線の概要と妨害事例

※出典 総務省資料

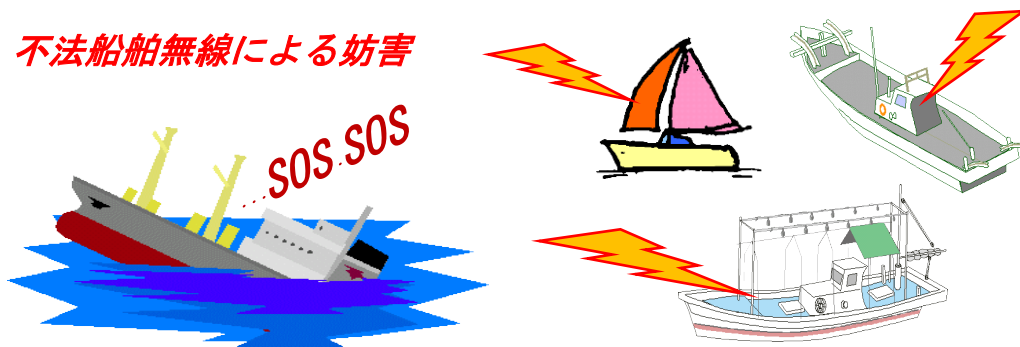
### ○不法船舶無線 ～免許を受けた船舶無線の通信などを妨害!～

船舶無線を使うためには、無線従事者資格と船舶の無線局の両方の免許が必要です。漁船やプレジャー船等の船舶が、免許を受けずに船舶無線を使用すると電波法違反となります。

船舶無線は、海岸局や船舶相互間での通信に使われ、秩序正しい通信が求められます。不法船舶無線は、ルールを無視して、他の無線通信に妨害を与える恐れがあります。

### <妨害事例>

船舶の遭難、緊急等の通信に妨害を与えるおそれがあります。



#### 電波法（抜粋）

##### （無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。（ただし書き以下略）

##### （罰則）

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定による免許（中略）がないのに、無線局を開設したとき。
  - 二 第四条の規定による免許（中略）がないのに、無線局を運用したとき。
- （三号以下略）

##### （無線設備の操作）

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（中略）以外の者は、（中略）無線局の無線設備の操作（中略）を行ってはならない。（ただし書き以下略）

##### （罰則）

第一百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。（中略）

- 二十 第三十九条第一項（中略）の規定に違反した者。（二十一号以下略）